

平成 29 年 7 月 31 日

株主各位

東京都港区六本木 6 丁目 7 番 6 号
ピクセルカンパニーズ株式会社
代表取締役社長 吉 田 弘 明

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成 29 年 10 月末日までに開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 29 年 8 月 15 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主とすることを定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以 上